

福島県介護保険法施行細則

○福島県介護保険法施行細則

平成十二年四月一日

福島県規則第三百三十二号

福島県介護保険法施行細則をここに公布する。

福島県介護保険法施行細則

(指定等の申請)

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十条第一項、第八十六条第一項及び第百十五条の二第一項の指定の申請並びに法第九十四条第一項及び第百七条第一項の許可の申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

(平二一規則五二・全改、平二四規則三三・平三一規則三七・一部改正)

(特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第一条の二 法第七十条の三第一項の規定による申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

(平二四規則三三・追加、平三一規則三七・一部改正)

(指定を不要とする旨の申出)

第二条 法第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第一項ただし書(法第百十五条の十一において準用する場合を含む。)の申出は、知事が別に定める申出書により行うものとする。

(平二一規則五二・全改、平三一規則三七・一部改正)

(変更等の届出)

第三条 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五条の五第一項の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出方法により行うものとする。

2 法第七十五条第一項、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五条の五第一項の規定による再開の届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

3 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第百十三条第二項及び第百十五条の五第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書により行うものとする。

(平二一規則五二・全改、平二四規則三三・平三一規則三七・令六規則二五・令六規則七五・一部改正)

(指定の辞退の届出)

第四条 法第九十一条の規定により指定を辞退しようとする者は、知事が別に定める届出書

により届け出るものとする。

(平二四規則三三・平三一規則三七・令六規則二五・一部改正)

(共生型居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出)

第四条の二 法第七十二条の二第一項及び第百十五条の二の二第一項の規定による申出は、知事が別に定める申出書により行うものとする。

(平三一規則三七・追加)

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可の申請)

第五条 法第九十四条第二項の規定による申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

(平三一規則三七・一部改正)

(介護老人保健施設の管理者の承認の申請)

第六条 法第九十五条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書により申請するものとする。

(平三一規則三七・一部改正)

(介護老人保健施設の広告事項の許可の申請)

第七条 法第九十八条第一項第四号の規定による許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書により申請するものとする。

(平三一規則三七・一部改正)

(指定等の更新の申請)

第八条 法第七十条の二第一項(第百十五条の十一において準用する場合を含む。)、第八十六条の二第一項及び第九十四条の二第一項の更新の申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

(平二一規則五二・追加、平二四規則三三・平三一規則三七・一部改正、令六規則二五・旧第九条繰上・一部改正)

(介護医療院の開設許可事項の変更の許可の申請)

第九条 法第七十条第二項の規定による申請は、知事が別に定める申請書により行うものとする。

(平三一規則三七・追加、令六規則二五・旧第九条の二繰上)

(介護医療院の管理者の承認の申請)

第九条の二 法第九十九条の規定による介護医療院の管理者の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書により申請するものとする。

(平三一規則三七・追加、令六規則二五・旧第九条の三繰上)

(介護医療院の広告事項の許可の申請)

第九条の三 法第百十二条第一項第四号の規定により許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書により申請するものとする。

(平三一規則三七・追加、令六規則二五・旧第九条の四繰上)

(業務管理体制の整備等に関する事項の届出)

第十条 法第百十五条の三十二第二項又は第四項の規定による届出は、知事が別に定める届出方法により行うものとする。

2 法第百十五条の三十二第三項の規定による届出は、知事が別に定める届出方法により行うものとする。

(平二一規則五二・追加、平三一規則三七・令六規則二五・一部改正)

(公示する事項)

第十一条 法第七十六条の二第四項、第九十一条の二第四項、第百三条第四項、第百十四条の五第四項及び第百十五条の八第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業所又は施設の名称及び所在地
- 二 事業所又は施設の開設者の名称及び主たる事務所の所在地(施設の開設者が法人以外の者であるときは、開設者の氏名及び住所)
- 三 サービス又は施設の種類
- 四 命令の内容
- 五 命令年月日

(平一八規則七四・平一九規則六四・一部改正、平二一規則五二・旧第九条繰下・一部改正、平二四規則三三・平三一規則三七・令六規則二五・一部改正)

(申請書等の経由)

第十二条 第一条、第一条の二、第三条第二項及び第三項並びに第四条から第九条の三までに規定する申請書又は届出書は、申請又は届出に係る事業所又は施設の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出するものとする。

2 第三条第一項に規定する届出方法による届出のうち書面によるものは、当該届出に係る事業者の主たる事務所の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長を経由して知事に提出するものとする。

3 第十条に規定する届出方法による届出のうち書面によるものは、届出に係る事業者の主

福島県介護保険法施行細則

たる事務所の所在地を管轄する福島県保健福祉事務所の長(事業者の主たる事務所の所在地がいわき市の場合にあっては、福島県いわき地方振興局長)を経由して知事に提出するものとする。

(平一四規則五八・一部改正、平二一規則五二・旧第十条繰下・一部改正、平二四規則三三・平三一規則三七・令六規則二五・令六規則七五・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島県老人保健施設の開設許可申請等に関する規則(昭和六十三年福島県規則第六十二号)は、廃止する。

附 則 (平成一三年規則第八〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百十一号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者(同条第二項に規定するその他の病床を有する病院を開設している者に限る。)が提出する申請書の様式は、その者が改正法附則第二条第一項の規定による届出をするまでの間は、改正後の福島県介護保険法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年規則第一二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている請求書、申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当規定に基づき提出された請求書、申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成一四年規則第五八号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県介護保険法施行細則第十条の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県介護保険法施行細則第十条の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則 (平成一五年規則第九二号)

この規則は、公布の日から施行する。

福島県介護保険法施行細則

附 則（平成一七年規則第一七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下「新法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第一〇五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定（許可）申請書及び様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書は、改正後の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定（許可）申請書及び様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書とみなす。

附 則（平成一八年規則第七四号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定（許可）申請書は、改正後の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定（許可）申請書とみなす。

附 則（平成一九年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第九七号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

福島県介護保険法施行細則

附 則（平成二一年規則第五二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書及び様式第十号による指定（許可）更新申請書は、それぞれ改正後の福島県介護保険法施行細則様式第九号による指定介護療養型医療施設指定変更申請書及び様式第十号による指定（許可）申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二四年規則第三三号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県介護保険法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書又は届出書は、改正後の規則の相当規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

（平二四規則五三・旧第三項繰上）

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（平二四規則五三・旧第四項繰上）

附 則（平成二四年規則第五三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則（以下「平成二十四年改正規則」という。）附則第二項の規定により定められた様式第一号、様式第一号の二、様式第九号又は様式第十号による申請書及び様式第三号又は様式第五号による届出書は、それぞれ第一条の規定による改正後の福島県介護保険法施行細則に定める様式第一号、様式第一号の二、様式第九号又は様式第十号による申請書及び様式第三号又は様式第五号による届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている平成二十四年改正規則附則第二項の規定により定められた様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二八年規則第六二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則（以下「改

正前の規則」という。)様式第一号による指定(許可)申請書、様式第十一号による業務管理体制整備(区分変更)届出書及び様式第十二号による業務管理体制変更届は、それぞれ改正後の福島県介護保険法施行細則様式第一号による指定(許可)申請書、様式第十一号による業務管理体制整備(区分変更)届出書及び様式第十二号による業務管理体制変更届とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三十一年規則第三七号)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県介護保険法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の福島県介護保険法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則 (令和六年規則第二五号)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第十条に規定する届出書による届出は、改正後の第十条に規定する届出方法により行われた届出とみなす。

附 則 (令和六年規則第七五号)

- 1 この規則は、令和六年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則第三条第一項に規定する届出書による届出は、改正後の第三条第一項に規定する届出方法により行われた届出とみなす。